

# 保護増殖事業認定実施要領

令和4年7月4日

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（以下「条例」という）第26条第2項に基づく保護増殖事業の認定は、以下に従い行うものとする。

## 1 保護増殖事業認定申請書等の様式

保護増殖事業の認定の申請に当たっては、保護増殖事業認定申請書（条例施行規則別記様式第8号の2）に次の書類を添えて行う。この際、（1）については別添事業計画書様式により作成するとともに、（2）～（5）については任意様式により作成する。

- （1） 保護増殖事業の事業計画書
- （2） 保護増殖事業を実施する場所の適切な縮尺の平面図
- （3） 法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類（任意団体にあつては、代表者の略歴を記載した書類および現に行っている活動の概要を記載した書類）
- （4） 法人にあっては、定款または寄附行為または登記事項証明書、ならびに、その役員の氏名および略歴を記載した書類（任意団体にあつては、会則等および会員名簿等）
- （5） 過去3年間以上の活動実績を記載した書類

## 2 保護増殖事業認定申請書等の提出先

自然環境保全課まで、正・副2部を提出する。

## 3 保護増殖事業認定申請書の提出期日

随時受け付ける。

## 4 保護増殖事業認定申請の審査

申請の審査は、別添の保護増殖事業認定基準に基づき行う。

## 5 保護増殖事業認定を受けた内容の変更手続

申請者は、認定を受けて実施する保護増殖事業の内容に変更が生じる場合（軽微な変更の場合を除く。）は、条例別記様式第8号の2の申請書により変更手続を行うものとする。